

令和3年6月16日(水)

開会（9：55）

○坂上清一委員長

開会宣言。出席委員が定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、条例の一部を改正する条例3件である。

議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。話題というとコロナ禍となるが今日の議題でも固定資産税絡みがあるので少し調べてみた。前にマスコミ等でも報道されているとおり国では今回のコロナ禍で減収があった中小事業者に対し固定資産税の軽減措置をしている。当市での状況を調べたところ、令和元年と令和2年の事業収入のうち2月から10月までの間のうち連続する3か月間で事業収入が2分の1以上下がった方、30%から50%下がった方が軽減措置の対象になる。50%以上下がった方は全額軽減、30%から50%下がった方は2分の1軽減になる。土地は含まず事業用の家屋と償却資産が対象になる。当市では全額軽減されている事業者が54件、2分の1軽減されているのが66件、合わせて120件の事業者が軽減を受けている。持続化給付金は、1か月を単位として100万円、200万円を交付した事業であったが、3か月でこれだけの事業者が該当していることは、持続化給付金は何人もらったか実は私どもも把握できていないが、地域経済には相当の影響があったのだと感じている。本日の案件は条例の一部を改正する条例3件だが審査をお願いしたい。

議第57号 胎内市選挙公報発行条例の一部を改正する条例

○田部総務課長説明

この条例の改正の趣旨は、公職選挙法の一部改正を受けて、胎内市議会議員選挙及び胎内市長選挙における選挙公報の掲載文を電子データにより提出することにより、事務の合理化を図るものである。前回の市長選挙、市議会議員選挙における候補者から提出いただいた公報掲載用の様式がある。皆さまは、そこに切り貼りして紙ベースで選挙管理委員会に提出をいただいた。これは、羽田野議員のものである。切り貼りしたものを提出いただき選挙管理委員会で取りまとめ最終校正ということで、前回の市長選挙はこのような公報、前回の市議会議員選挙であればこのような形で両面になるが、各世帯に配布した。今までの形でもOKですし、デジタルデータでの提出でも両方可能になる。デジタルデータでの提出にあたって

の記録媒体については、改ざんができないようにCD-Rで提出していただきたい。

## 質疑

○森田幸衛委員

改ざんができないようにとの説明であったが、USBではだめなのか。

○田部総務課長

USBでもパスワードなどでロックすれば書き込み等ではできなくなると思うが、基本的には各選管でもCD-Rのみと。県選管からも通知がきている。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 58 号 胎内市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○坂井固定資産評価審査委員会書記説明

このたびの条例改正については、行政不服審査法施行令の一部改正により、審査請求申請等への押印が廃止されたことを受け、本条例で規定する審査の申出に関する手続について、審査申出書の押印の廃止、口述書の署名押印を廃止するものである。

## 質疑

○八幡元弘委員

審査の請求書は、年間何件も提出されるものなのか。押印は頻繁にしているのか。

○坂井固定資産評価審査委員会書記

審査申出の件数としては、合併して胎内市になってから3件出ている。平成29年に1件、

平成 30 年に 2 件となっている。

○渡辺秀敏委員

これまで 3 件しかないとのことであるが、不服があるから審査になる。具体的にはどのような内容か。例えば金額が違うなどか。

○坂井固定資産評価審査委員会書記

審査の申出については、税務課から毎年固定資産税に関する納税通知書が納税者に送付されるが、その土地や建物の評価額について、不服があり審査になるが、通常は、担当課での問い合わせと説明の中で解決している部分があるが、そこで解決しない部分については、審査申出になるので、件数的には少なくなっている。

○渡辺秀敏委員

不服があり折り合いがつかない時に審査に移行するとのことであるが、それはどこで行うのか。税務課なのか。

○坂井固定資産評価審査委員会書記

所管課は、固定資産税を所管している税務課になる。税務課の資産税係で納税通知書を発行しているので、問い合わせがあれば、担当係で説明している。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 59 号 胎内市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

○田部総務課長説明

公務員の服務の宣誓の取扱いについては、国及び県において対面での署名の実施と押印に関する見直しが行われたことを踏まえ、本市職員の服務の宣誓においても、対面による署名

の方式の見直しと併せて押印を廃止するものである。詳細としては、現行条例上は、対面方式による宣誓書への署名と押印になっている。実際の運用については、人事担当職員が立会いの下、署名押印をして宣誓書を提出してもらっている。それについて今回、対面方式による署名と押印どちらも廃止する。ただし、宣誓書については、採用職員に用紙を配付し、自宅等で書いたものを持ってきてもらい、辞令交付式に市長の前で宣誓書を読み上げる流れに事務の取り扱いを改めたい。

## 質疑

### ○八幡元弘委員

宣誓書を読み上げるが、一人一人全員読み上げるのか。

### ○田部総務課長

署名は、宣誓書に本人がするが、対面での署名は行わない。辞令交付式での宣誓書の読み上げについては、新採用職員全員が市長の前に並び一緒に読み上げる方式で行っている。

### ○森田幸衛委員

国や県が対面で署名していたものを改めた理由は、コロナの影響なのか。

### ○田部総務課長

コロナの影響かどうかは定かでないが、令和2年12月25日付けで内閣官房が公表した会計手続き、今回は人事の案件になるが人事手続等の内部手続きにおける署名押印対面での見直しということで資料が公表されている。それに則ってとのことで、令和2年12月時点のことなので、コロナの影響も勘案されたかはこの資料からは読み取れずはっきりしない。

### ○小野徳重委員

対面の部分はわかるが、押印の部分で。新採用で市の職員になれば公僕となる。その中で宣誓書に押印することは非常に大事な儀式ではないかと思うが。自己責任で入るのだから。ずっとそこに身を置くわけだから。そのような部分で押印はある程度必要でないかと思うが、副市長どう思いますか。

### ○高橋副市長

今全体の流れの中で各自治体で押印を廃止していこうという全体的な動きがある。逆にど

のような場合に押印を廃止できないか考えると法令等により押印義務があるもの、契約書等であること、実印等の押印が必要なこと。これ以外は押印を廃止していこうという流れになっている。当市でも令和3年度末を目途に押印の廃止ができるものは廃止していく流れで動いている。

#### 自由討議

無し

#### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

閉会（10：15）